

児童買春が急増しているという福祉犯統計上の根拠は無い  
 ・児童買春・児童ポルノ法と青少年保護育成条例の合計は減っている。  
 児童買春・児童ポルノ法の検挙状況だけではなく、以前は児童買春取締に使われ、児童買春・児童ポルノ法によって一部失効した青少年保護育成条例の変化も考慮する必要がある。  
 両者の合計は児童買春・児童ポルノ法施行以前に比べれば減っている。

表1 児童買春・児童ポルノ法の児童買春及び  
 青少年保護育成条例のみだらな性行為の送致件数及び送致人員

	送致件数			送致人員		
	計	児童買春・児童ポルノ法	青少年保護育成条例	計	児童買春・児童ポルノ法	青少年保護育成条例
		児童買春	みだらな性行為		児童買春	みだらな性行為
1997年	3,709		3,709	2,493		2,493
1998年	3,863		3,863	2,583		2,583
1999年	3,833		3,833	2,522		2,522
2000年	データ無し	データ無し	2,186	データ無し	データ無し	1,334
2001年	3,054	1305	1,749	2,105	840	1,265
2002年	3,513	1795	1,718	2,428	1137	1,291

警察庁の犯罪統計書をもとに作成

・児童買春・児童ポルノ法の児童買春関連事犯の増加は出会い系サイトが中心  
 認知・検挙件数は発生件数ではなく、警察活動によって左右されるものである。例えば、国松孝次元警察庁長官は1996年に策定された被害者対策要綱の成果として強制わいせつの届け出増加を挙げている。他にも、警察が統計方針を変更することによって認知件数が増大することもある。

参考リンク

被害者対策要綱をまとめた前警察庁長官 国松孝次さん

<http://www.nishinippon.co.jp/hensyu/syakai/9804/hanzai/1kunitatu.htm>

刑法犯認知全国1位の大阪 「不良債権」の清算で急増

<http://www.mainichi.co.jp/eye/kishanome/200202/22.html>

出会い系サイト利用を中心とする児童買春の増加も、発生件数が実際に増えているというよりは、児童買春者に関する情報を蓄積した警察が出会い系サイトを利用した児童買春に着目し、その取締に力を入れるようになったと解釈した方が妥当だと思われる。

表2 児童買春・児童ポルノ法の児童買春関係（周旋などを含む）

	検挙件数			検挙人員				
	うち出会い系サイト	うちテレクラ	その他	うち出会い系サイト	うちテレクラ	その他		
2000年	985	40	476	469	613	21	319	273
2001年	1,410	379	503	528	898	237	357	304
2002年	1,902	787	478	637	1,201	493	356	352
2003年	1,731	791	212	728	1,182	568	174	440

少年非行等の概要（平成15年1～12月）をもとに作成

表3 児童買春・児童ポルノ法の児童買春関係（周旋などを含む）

2000年を基準とする増加分

	検挙件数			検挙人員				
	うち出会い系サイト	うちテレクラ	その他	うち出会い系サイト	うちテレクラ	その他		
2001年	425	339	27	59	285	216	38	31
2002年	917	747	2	168	588	472	37	79
2003年	746	751	-264	259	569	547	-145	167

少年非行等の概要（平成15年1～12月）をもとに作成

・青少年保護育成条例から児童買春・児童ポルノ法への移行に地域差の可能性  
 東京、近畿及び九州では青少年保護育成条例みだらな性行為等の送致件数が2000年と2001年の2段階に分けて減少しており、青少年保護育成条例から児童買春・児童ポルノ法への移行が必ずしもスムーズではなく、児童買春・児童ポルノ法児童買春事犯の増加の一因となっている可能性がある。

表4 青少年保護育成条例

みだらな性行為等 管区別送致件数

	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年
北海道	132	158	139	79	78	95
東北管区	403	439	467	196	182	181
東京	32	195	217	52	12	10
関東管区	926	856	746	446	439	364
中部管区	456	457	421	223	192	180
近畿管区	659	761	872	409	192	191
中国管区	360	365	312	143	183	165
四国管区	63	108	68	48	52	64
九州管区	678	524	641	590	419	468
計	3,709	3,863	3,883	2,186	1,749	1,718

警察庁の犯罪統計書をもとに作成

## 児童買春周旋等の福祉犯についても取締法律の変更が窺われる

取締法律については以下を参考にした。

児童の権利に関する条約 日本政府第1回報告

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/9605/5a\\_046.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/9605/5a_046.html)

スカウト：家出の女子高生を風俗店に勧誘 2人逮捕 警視庁

<http://www.mainichi.co.jp/news/selection/archive/200309/29/20030929k0000e040056000c.html>

なお、東京都は青少年保護育成条例を改正し、青少年を性風俗関連特殊営業において客に接する業務に従事するように勧誘することを罰則付きで禁止しようとしているが、罰則が30万円以下の罰金である。これは職業安定法の有害な業務へ就業させる職業紹介等に対する罰則(1年以上10年以下の懲役又は5万円以上100万円以下の罰金)に比べるとかなり軽い。各都道府県で東京のような条例改正が進めば、青少年を性風俗店にスカウトすることが却って容易になってしまう事が懸念される。

表5 児童買春・児童ポルノ法

児童買春周旋及び業として行う児童買春周旋の送致件数及び送致人員

	送致件数			送致人員		
	計	児童買春周旋	業として行う児童買春周旋	計	児童買春周旋	業として行う児童買春周旋
2001年	105	96	9	58	53	5
2002年	107	79	28	64	41	23

警察庁の犯罪統計書をもとに作成

表6 風営適正化法

風俗関連営業又は店舗型性風俗特殊営業若しくは無店舗型性風俗特殊営業の年少者使用に関する送致件数及び送致人員

	送致件数				送致人員			
	計	年少者使用(関連営業)	店舗型性風俗特殊営業の接客	無店舗型性風俗特殊営業接客	計	年少者使用(関連営業)	店舗型性風俗特殊営業の接客	無店舗型性風俗特殊営業接客
1997年	25	25			29	29		
1998年	26	26			21	21		
1999年	27	27			23	23		
2000年	16		7	9	23		13	10
2001年	36		17	19	55		33	22
2002年	53		18	35	52		30	22

警察庁の犯罪統計書をもとに作成

表7 出入国管理及び難民認定法、売春防止法、児童福祉法の淫行させる行為、同支配下に置く行為、及び職業安定法有害な業務へ就業させる職業紹介等の送致件数及び送致人員

	送致件数					送致人員				
	出入国 管理及 び難民 認定法	売春防 止法	児童福祉法		職業安 定法  有 害 な 業 務 へ 就 業 さ せ る 職 業 紹 介 等	出入国 管理及 び難民 認定法	売春防 止法	児童福祉法		職業安 定法  有 害 な 業 務 へ 就 業 さ せ る 職 業 紹 介 等
			淫行さ せる行 為	支配下 に置く 行為				淫行さ せる行 為	支配下 に置く 行為	
1997年	10	352	640	191	269	16	224	385	165	207
1998年	6	354	488	150	287	10	184	392	150	194
1999年	10	300	579	109	290	9	147	443	114	216
2000年	1	168	327	99	158	0	121	251	127	152
2001年	2	180	415	93	157	3	126	345	113	127
2002年	7	230	501	85	123	8	134	395	53	106

警察庁の犯罪統計書をもとに作成

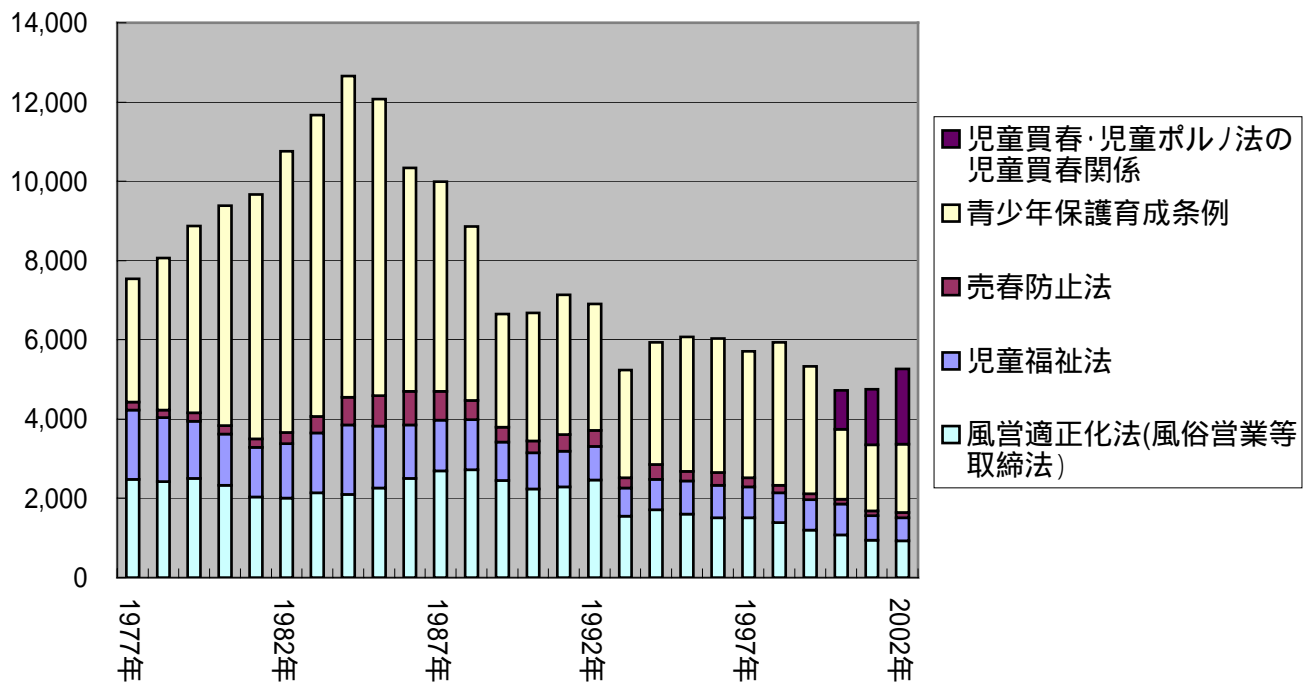
### 長期的に見ると売買春に関する福祉犯は減少傾向にある

警察白書の福祉犯統計によると、売買春取締りに用いられる児童福祉法、売春防止法、風営適正化法(風俗営業等取締法)及び青少年保護育成条例による福祉犯検挙人員は長期的に見ると減少傾向にある。

この中には売買春と関わりの無いものも含まれるので、より正確な調査が必要であるが、少なくとも売春防止法による福祉犯検挙人員は長期的な減少傾向にある。

また、青少年保護育成条例の淫行規定が設けられた目的の一つは少女売春の防止であったが(例えば福岡県保護育成条例)淫行の限定解釈を示した最高裁判決が1985年に出た後の急激な検挙人員の減少は杜撰な立法の弊害がいかに大きかったかを示している。

売買春に関する福祉犯の検挙人員



警察白書をもとに作成

### 法定刑の国際比較を厳罰化の理由とするのは暴論

法定刑は国によってかなり違いが大きい。児童買春については、フィリピンでは死刑になる場合もあるのに対し、相手が児童であるか成人であるかに関わりなく買春を一律に禁じていることで有名なスウェーデンでは罰金又は6ヶ月以下の禁固で、日本よりも軽い。処罰規定自体が無い国も少なくない(これは性的同意年齢が日本に比べて高いことが理由であるように思われる)。

しかしながら、そもそも法定刑の絶対値が他国に比べて軽いから厳罰化するというのは暴論で、日本の法体系の中で児童の商業的性的搾取がどのように位置づけられるべきという観点から議論が行われるべきである。

表8 フィリピン及びスウェーデンの児童買春及び児童買春周旋等の法定刑

	児童買春	児童買春周旋等
フィリピン	<p>・共和国法律第 7610 号 第 5 条 b 項 売春によって搾取され、又はその他の性的虐待に服従させられている 18 歳未満の者との性交又は猥褻行為： 中期の有期懲役または無期懲役</p> <p>被害者が 12 歳未満の場合は強姦又は強制わいせつとし、改正刑法典の 335 条に基づいて論じる。</p> <p>強姦、強制わいせつ：表 9 を参照</p>	<p>・共和国法律第 7610 号 第 5 条 a 項 中期の有期懲役または無期懲役</p> <p>有期懲役：12 年と 1 日以上 20 年以下の懲役</p>
スウェーデン	<p>・刑法典 第 10 条 報酬を提供又は約束して行われる 18 歳未満の者との臨時の性的関係： 罰金又は 6 ヶ月の禁固</p>	<p>・刑法典 第 8 条 4 年以下の禁固(児童の周旋を特に扱う規定は無い) 第 9 条 悪質な場合は 6 年以下の禁固</p>
日本	<p>・児童買春・児童ポルノ法 児童買春：3 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金</p>	<p>・児童買春・児童ポルノ法 児童買春周旋：3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金 業として行う児童買春周旋：5 年以下の懲役及び 500 万円以下の罰金</p> <p>・児童福祉法 淫行させる行為：10 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金 支配下に置く行為：1 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金</p> <p>・風営適正化法 性風俗関連特殊営業の未成年者使用：6 月以下の懲役若しくは 50 万円以下の罰金</p> <p>・売春防止法 周旋等：2 年以下の懲役又は 5 万円以下の罰金 売春をさせる業：10 年以下の懲役及び 30 万円以下の罰金 (以下略)</p> <p>・職業安定法 有害な業務へ就業させる職業紹介等：1 年以上 10 年以下の懲役又は 5 万円以上 100 万円以下の罰金</p>

下記のホームページ

<http://www.interpol.int/Public/Children/SexualAbuse/NationalLaws/>)

<http://www.childprotection.org.ph/databases/part1.html>

<http://www.chanrobles.com/revisedpenalcodeofthephilippinesbook2.htm>

<http://www.ron.gr.jp/law/>

及び山田敏之著「児童買春ツアーに出かけ児童を買春した者に対する送り出し国と受入国の処罰規定(外国の立法 34 巻 5・6 号 119 頁 (1998 年 11 月))」をもとに作成

### 東南アジアの法律に関する補足

フィリピンやタイといった東南アジアの国々と比べて日本の児童買春処罰規定が軽いことを理由に重罰化を求める声の一部から出ている。しかし、タイとフィリピンの法律はいずれも管理売春を対象にしているのではないかという疑問が残るし(特にタイ)、強姦よりも買春の刑期は短い(少なくともそうなる可能性がある)。また、タイは被害児童の年齢によっては日本と刑期が変わらない場合もある。

保護年齢、児童買春が罪となる状況、そして法体系の中での位置づけ等の細かい諸条件を無視して単に数字のみを比較するのは、刑罰法規に関する議論として非常に粗雑である。

表9 フィリピン及びタイの強姦、強制わいせつ及び児童買春の法定刑

	フィリピン	タイ
強姦	<p>・改正刑法典 第 335 条 女性との性行為が強姦になる状況 1. 暴行または脅迫が用いられた場合 2. 女性が理性を奪われ、又はその他意識不明の場合 3. 1.2 の状況無くとも、女性が 12 歳未満の場合 無期懲役 ただし、 強姦が凶器を用いて又は複数の者によって行われた場合: 無期懲役又は死刑 強姦が理由で、または強姦の際に被害者が精神に異常を来たした場合: 死刑 強姦が企てられ又は失敗し、その理由によりまたはその過程で殺人が行われた場合: 死刑 強姦が理由で、または強姦の際に殺人が行われた場合: 死刑</p>	<p>・刑法典 第 277 条 自己の妻ではない 15 歳以下の女兒との性交: 4 年以上 20 年以下の拘禁+8,000 バーツ以上 40,000 バーツ以下の罰金 13 歳未満の女兒の場合: 7 年以上 20 年以下の拘禁+14,000 バーツ以上 40,000 バーツ以下の罰金又は無期拘禁 被害が深刻な場合には刑の加重があると思われる。</p>
強制わいせつ	<p>・刑法典 第 336 条 強姦の場合と同じ状況におけるわいせつ行為(被害者の性別は問わない) 矯正懲役(児童買春の場合は中期の有期懲役)</p>	<p>・刑法典 第 279 条 15 歳以下のものに対するわいせつ行為: 10 以下の拘禁若しくは 20,000 バーツ以下の罰金又はその併科 被害が深刻な場合には刑の加重があると思われる。</p>
児童買春	<p>表 8 を参照 矯正懲役: 6 ヶ月と 1 日以上 6 年以下の懲役</p>	<p>・1996 年売春防止・禁止法 第 9 条 自己又は第三者の性的満足のための、売春のための場所における 16 歳以上(原文は over fifteen years、以下同じ)18 歳未満の者との性交その他の行為(同意の有無は問わない): 1 年から 3 年の拘禁及び 20,000 バーツ以上 60,000 バーツ以下の罰金 児童が 15 歳以下の場合: 1 年から 3 年の拘禁及び 40,000 バーツ以上 120,000 バーツ以下の罰金</p>

表 8 の参考資料に加えて



[http://www.a2zpattaya.com/index.htm?main=sex\\_with\\_children\\_is\\_a\\_crime.htm](http://www.a2zpattaya.com/index.htm?main=sex_with_children_is_a_crime.htm)

[http://kiyo.nii.ac.jp/articles/ncid/AN00225744/19990121\\_65\(3\\_4\).html](http://kiyo.nii.ac.jp/articles/ncid/AN00225744/19990121_65(3_4).html)

をもとに作成

タイの法律は原文を参照できなかったために不明な点が残っている。

フィリピンが 1997 年に共和国法律第 8353 号によって強姦に対する処罰規定を改正していた事が表 8 及び 9 を作成した後に判明した。処罰の対象となる行為の拡大と法定刑の見直しが行われたようである。性交が自動的に強姦となる年齢は 12 歳未満のままである。

児童買春に関する海外の法律が実際以上に厳しいかのように紹介している例

アジア女性資料センターが出版している「女たちの 21 世紀」は第 29 号(2001 年)で児童の商業的性的搾取を特集しており、その中に「子ども買春・子どもポルノ禁止法の問題点」という資料がある。

そこでは日本、フィリピン及びタイの児童買春に関する法律の比較に基づいて「(日本の買春者)の刑が軽い。加害者の人権に重きが置かれている」という主張がなされている。しかしながら、引用されている資料の正確さに問題がある。

日本では、13 歳未満の者に対する児童買春は告訴次第で強姦(2 年以上の有期懲役)として扱われる場合があるのに、問題の資料には児童買春・児童ポルノ法についてしか書かれていない。フィリピンの場合は強姦となるケースがしか記載されていないのに、この扱いは一貫性を欠いている。周旋等の児童を売春に関与させる行為についても同様で、実際には児童福祉法、風営適正化法、売春防止法及び職業安定法によってもそのような行為は取り締まられており、法律によっては最高で 10 年の懲役が定められている。

フィリピンの場合は、問題の資料には児童買春が強姦となる場合の法定刑しか挙げられておらず、しかも保護年齢が 12 歳未満から 15 歳未満に変えられている。

タイに関しては、児童買春に関する規定が管理売春を対象としていることを示唆する記述が無い。また、被害児童が 15 歳未満(実際は 15 歳以下)の場合のみが示され、刑期がより軽い 1~3 年となっている 16 歳以上(over fifteen years)18 歳未満の場合が省略されている。児童買春周旋等についても刑が最も重い場合のみが取り上げられている。

つまり、フィリピンやタイの法律は刑がより重く、逆に日本の法律はより軽く見えるような印象操作が、偏った編集作業によって行われているのである

表10 アジア女性資料センターによる法律の国際比較

違反となる 主な行為	罰則(懲役・罰金)		
	日本	フィリピン	タイ
子どもを買春 すること	(第4条) 3年以下の懲役又は100万円以下の罰金	・15歳未満との性行為・ 買売春 無期懲役 ・子どもが性行為のために死亡・精神異常になった場合 死刑	・15歳未満との性行為(合意の有無に関わらず) 2~6年の実刑(売る側は罰せられない)
子ども買春を 周旋・勧誘する こと(業として 行うこと)	(第5・6条)3年以下の懲役又は300万円以下の罰金(業として行った者は、5年以下の懲役及び500万円以下の罰金)	(原文では空欄)	・(売る側の)親、ブローカー、ひも、オーナー、買春させた側 10年以上20年以下の実刑

「『子ども買春・子どもポルノ禁止法』の問題点(女たちの21世紀の第29号 69頁(2001年、アジア女性資料センター))」をもとに作成

表11 タイの児童買春周旋等の法定刑

1996年売春防止・禁止法	
第9条	買春の周旋・人身取引等 被害者が成人(18歳以上)の場合:1~10年の禁固及び20,000~200,000バーツの罰金 被害者が16歳以上18歳未満の場合:5~15年の禁固及び100,000~300,000バーツの罰金 被害者が15歳以下の場合:10~20年の禁固及び200,000~400,000バーツの罰金 偽計、脅迫、身体的暴行、不道德な影響又はその他の手段による精神的強制が用いられた場合は禁固の刑期が3分の1延長される。
第10条	18歳未満の者の親権者等が9条の罪の共謀者になった場合:4~20年の禁固と80,000~400,000バーツの罰金
第11条	売春のための場所の管理等: 被害者が成人(18歳以上)の場合:3~15年の禁固及び60,000~300,000バーツの罰金 被害者が18歳未満の場合:5~15年の禁固及び100,000~300,000バーツの罰金 被害者が15歳以下の場合:10~20年の禁固及び200,000~400,000バーツの罰金
第12条	売春をさせるための監禁、売春の強制:10~20年の禁固及び200,000~400,000バーツの罰金 被害者が身体的重傷を負った場合:終身刑 被害者が死亡した場合:死刑または終身刑

表8、9の参考資料に加えて

<http://www.magma.ca/~thaiott/antipros.htm>

をもとに作成